

「国鉄改革」と称して 労働者の基本的権利を踏みしめる

日刊 動労千葉

86. 9. 23

No. 2359

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二・二二七・二〇七

違法な賃金減額行為について申し入れる

「分割・民営化」へ向けて暴走する国鉄当局が、今度は、賃金の支払いに際し、労働基準法に違反する「賃金減額行為」を行ってきた。労働者の基本的権利を平然と踏みしめる違法行為であり、断じて容認できるものではない。

労働基準法に違反

国鉄当局は、動労千葉の「二・一五ストライキ」に対する不当処分を八月十二日に強行発令してきた。それにもとづく賃金の減額を九月十九日の賃金の支払いの際に行うということであった。

しかし、国鉄当局は「一月間の十分の一減給」の者に対して、実際には「八月十二日から九月三十日までの間」の五日間分の減給を行ってきた。

八月十二日より一カ月経過した「九月十二日から九月三十日」までの間における減給は何を根拠にもとづいて行ったものであるかも明確にされず、しかも、労働基準法第二四条、九一条に明らかに違反

しているのである。

「国鉄改革」強行へおこる当局

自民党・国鉄当局は、今臨時国会で国鉄連入法案の強行成立を狙い、国鉄労働者十万人の首切りを強行し、国鉄労働運動を破壊し、二百兆円にもおよぶ膨大な資産を財界がぶんどりあい、国民には犠牲を強いる「国鉄改革」のためと称して労働者を虫ケラのごとく扱ってきた。六五人もの労働者を死に追いやりながら、分割・民営化反対の旗をおろせば話し合いのテーブルについてやるなどとおごる当局の姿勢をわれわれは断じて容認できない。

動労千葉申第4号
1986年9月22日

国鉄千葉動力車労働組合
執行委員長 中野 洋

日本国有鉄道総裁
杉浦 喬也 殿
千葉鉄道管理局長
草木 陽一 殿

申 入 書

国鉄当局は、9月19日の賃金の支払いに際し、動労千葉の「2・15スト」に対する不当処分を8月12日強行発令したことにもとづく賃金の減額を行ってきた。

具体的には「1月間の10分の1減給」の者に対し、「8月12日から9月30日までの間」にわたって減給を行った。「9月12日から9月30日までの間」における減給は、労働基準法第24条、91条に違反するものであり、さらに労働者の生活権を破壊するものである。

これは、「国鉄改革」のためには「法を法とも思わず」労働者の基本的権利を無視し、労働者の生活を破壊し、労働者が多数自殺に迫られることすら何とも思わない国鉄当局の無法かつ傍若無人な姿勢の現れであり、断じて容認できない。

従って、次の通り申し入れるので団体交渉によりすみやかに解決されたい。

記

1. 9月12日から9月30日までの間の違法に減額した賃金について9月中に可及的すみやかに支払うこと。
2. 違法な賃金減額行為について、対象者および国鉄千葉動力車労働組合に対して謝罪すること。
3. 今後はこのような扱いはしないこと。

以 上